設計・工事監理・設計意図伝達業務委託料の算出

建築物の規模・構造や概算金額がまとまれば設計・工事監理・設計意図伝達業務委託料の算出が可能となります。これらの費用の算出に当たっては国土交通省が平成 31 年 11 月 21 日付け国土交通省告示第 98 号で建築士法に基づき建築士事務所の開設者がその業務関して請求することのできる報酬の基準を定めています。

その基準には、これまでの多様な実績データ分析結果を踏まえ、①基本設計及び実施設計の標準業務の内容、成果図書、②工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務（設計意図伝達業務）、③工事監理に関する標準業務及びその他の業務が示され、建築物の用途、延べ床面積、敷地や建築物の形状等の別により一定の係数を入力する計算式になっています。

当組合では本算式に基づく計算ソフト（算出シート）を作成し、事業者・発注者の皆様のご支援をさせていただいております。

なお、算出シートは設計業務 7 シート（新営単独・複合、リフォーム、リノベーション等）、工事監理 6 シート（新営単独・複合、改修等）、意図伝達 2 シート（新営単独・複合）の計 15 シートに分かれています。

本表は発注者監督員と受注者の業務区分表で委託割合を算出します。

別表２－２　【庁舎】　対象外業務　対象外業務比率のとおり

設計業務に関する業務細分率及び基本設計・実施設計の対象外業務率設定の運用

設計者区分	実施設計業務比率	総合	構造	設備	対象外業務率	総合	構造	設備	延べ床面積（㎡）
技術者有り		0.58	0.64	0.60		0.357	0.343	0.353	3,000

分類	業務内容の項目		第1類 総合	第1類 構造	第1類 設備	第2類 総合	第2類 構造	第2類 設備	採用分類 総合	採用分類 構造	採用分類 設備	対象外業務率	対象外業務率 総合	対象外業務率 構造	対象外業務率 設備	対象外業務率設定の理由
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	（ｉ）条件整理	0.03	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.5	0.015	0.015	0.015	特記仕仕様書で設計与条件を提示。
		（ii）設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0	0	0	0	（設計者による内容確認業務）
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	（ｉ）法令上の諸条件の調査	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.5	0.01	0.005	0.01	特記仕様書で制約条件を提示。
		（ii）設計確認申請に係る関係機関との打ち合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.5	0.005	0.005	0.005	協議の一部を発注者側が担う。（＊申請が不要の場合は1.0とする）
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合わせ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.5	0.005	0.005	0.005	発注者側が事前調査を実施し、条件を提示。
	(4) 基本設計方針の策定	（ｉ）組合検討	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.05	0	0	0	0	（設計者による業務）
		（ii）基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0	0	0	0	（設計者による業務）
	(5) 基本設計図書の作成		0.09	0.07	0.06	0.09	0.08	0.07	0.09	0.08	0.07	0.3	0.027	0.024	0.021	設計図書の品質及び精度確保の一部を発注者側が担う。類似事例の資料提供を行う。（＊資料提供を行わない場合は、0.1とする）
	(6) 概算工事費の検討		0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.03	0.03	0.02	0.03	0.3	0.009	0.006	0.009	発注者側が助言・資料提供（積算基準・単価表等）を行う。
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	0	0	0	0	（設計者による業務）
	計		0.29	0.23	0.22	0.29	0.25	0.27	0.29	0.25	0.27		0.071	0.06	0.065	
実施設計等に関する業務細分率	(1) 要求の確認	（ｉ）建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.5	0.015	0.015	0.015	特記仕仕様書で設計与条件を提示。
		（ii）設計条件の変更等の場合の協議	0.01	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0	0	0	0	（設計者による内容確認業務）
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	（ｉ）法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.5	0.01	0.01	0.01	調査の一部を発注者側が担う。
		（ii）建築確認申請に係る関係機関との打ち合せ	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.5	0.005	0.01	0.01	調査の一部を発注者側が担う。（＊申請が不要の場合は、1.0とする）
	(3) 実施設計方針の策定	（ｉ）組合検討	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.08	0.07	0	0	0	0	（設計者による業務）
		（ii）実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.5	0.015	0.015	0.015	基本事項確定作業の一部を発注者側が担う。
		（iii）実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0	0	0	0	（設計者による業務）
	(4) 実施設図書の作成	（ｉ）実施設計図書の作成	0.30	0.33	0.30	0.30	0.32	0.28	0.30	0.32	0.28	0.3	0.09	0.096	0.084	設計図書の品質及び精度確保の一部を発注者が担う（＊成果品の品質・精度の確保業務の一部を発注者側が担う場合0.1。）
		（ii）建築確認申請図書の作成	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04	0.3	0.012	0.015	0.012	申請図書の品質及び・精度の確保業務の一部を発注者側が担う。（＊申請が不要の場合は、1.0とする）
	(5) 概算工事費の検討		0.03	0.04	0.05	0.03	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.3	0.009	0.012	0.012	発注者側が助言・資料提供（積算基準・単価表等）を行う。
	(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.03	0	0	0	0	（設計者による業務）
	計		0.58	0.65	0.65	0.58	0.64	0.60	0.58	0.64	0.60		0.156	0.173	0.158	
設計意図伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.07	1	0.07	0.06	0.07	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.06	0.06	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	1	0.06	0.05	0.06	
	計		0.13	0.12	0.13	0.13	0.11	0.13	0.13	0.11	0.13		0.13	0.11	0.13	
合計			1	1	1	1	1	1	1	1	1		0.357	0.343	0.353	

本表は設計業務の委託料を算出するシートです。

①設計業務 新営【単一用途】委託料算定（延面積に基づく算定方法）第1号～第12号

※福島県「建築・設備設計監理業務委託料算定要領（令和元年9月10改定版）準拠　　作成(更新)日: 2020/8/7

件　名	庁舎
委託場所	福島市内

（1）条　件

［一般業務］

構　造	RC	面　積	3,000 ㎡

施　設	建築物の類型／用途	面積（㎡）	難易度（係数）		
			総合（係数）	構造（係数）	設備（係数）
市役所庁舎	第四号第２類　【業務施設】銀行、本社ビル、庁舎等	3,000	有 1.05	有 1.15	無し 1.00

対象外業務	対象外業務比率のとおり

［追加業務］

（イ）積算業務	（ロ）その他追加業務 （ロ）確認申請関係手続き、省エネ判定業務、適判 （ハ）その他（透視図作成）

（2）設計業務委託料の積算

委託料＝直接人件費（A）＋諸経費（B）＋技術料等経費（C）＋特別経費（D）＋消費税相当額（E）

直接人件費＝（業務人・時間）×（直接人件費単価）

業務人・時間数＝（（一般業務人・時間数）×（1－（対象外業務比率））＋（追加業務に係る業務人・時間数））

○業務人・時間数の算定（A）　A ＝ a × S^b　　S：床面積の合計（㎡）

（3）業務人・時間数の算定

（イ）一般業務に係る総業務量の算定

総合		5,172
構造		1,216
設備		1,222
	【小　計】	7,610 時間

（ロ）業務人・時間数の算定

業務人・時間数　＝（イ）×（1－対象外業務率）

総合	対象外率	0.357	5,172	×	0.643	＝	3325.60	≒	3,326	①
構造	対象外率	0.343	1,216	×	0.657	＝	798.91	≒	799	②
設備	対象外率	0.353	1,222	×	0.647	＝	790.63	≒	791	③
							【小　計】		4,916	時間

（ハ）難易度による業務量の補正

総合	①	×	1.05	＝	3,492.30	≒	3,492
構造	②	×	1.15	＝	918.85	≒	919
設備	③	×	1.00	＝	791.00	≒	791
					【業務人・時間数の計（3）の計）】		5,202 時間

（4）追加業務に係る業務人・時間数の算定

（イ）積算業務を委託する場合　（（3）の（イ）×　実施設計割合率）

積算業務の業務人・時間数　＝（実施設計に係る業務人・時間数）× 0.2

総合	5,172	×	0.580	×	0.2	＝	599.95	≒	600	
構造	1,216	×	0.640	×	0.2	＝	155.65	≒	156	
設備	1,222	×	0.600	×	0.2	＝	146.64	≒	147	
							【小　計】		903	時間 ④

（ロ）計画通知又は建築確認申請関係手続き,建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を委託する場合

・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも必要な場合	32人・時間
・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要な場合	24人・時間
・構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれも不要な場合	16人・時間
	32 時間 ⑤

（ハ）その他業務を委託する場合　24 時間 ⑥

【追加業務時間数の計（4）の計】 ④+⑤+⑥　959 時間

【業務人・時間数計　（3）の計　＋（4）の計】　6,161 時間

（A）直接人件費

6,161　／　8　＝　770.1 人

≒　770　×　32,000　＝　24,640,000 円

（B）諸経費　諸経費率 ＝	1.10	（A）× 諸経費率	＝ 27,104,000 円
（C）技術経費 技術経費 ＝	0.15	｛（A）＋（B）｝× 技術経費率	＝ 7,761,600 円
（D）特別経費			10,000 円
合　計		【（A）＋（B）＋（C）＋（D）】	59,515,600 円
		≒	59,515,000 円
（E）消費税	10%		5,951,500 円
総　計			65,466,500 円

本表は工事監理業務の委託料を算出するシートです。

⑧監理業務 新営【単一用途】委託料算定（延面積に基づく算定方法）第１号～第１２号

※福島県「建築・設備設計監理業務委託料算定要領（令和元年9月10改定版）準拠　　作成(更新)日: 2020/8/7

件　名	庁舎
委託場所	福島市内

（１）条　　件

［一般業務］

構　造	RC	面　積	3,000 ㎡

施　設	建築物の類型／用途	面積（㎡）	難易度（係数） 総合（係数）	構造（係数）	設備（係数）
庁舎	第四号第２類　【業務施設】銀行、本社ビル、庁舎等	3,000		無し 1.00	無し 1.00

対象外業務	標準的な対象外業務

［追加業務］

完成図の確認

（２）工事監理業務委託料の積算

委託料＝直接人件費（A）＋諸経費（B）＋技術料等経費（C）＋特別経費（D）＋消費税相当額（E）

直接人件費＝（業務人・時間）×（直接人件費単価）

業務人・時間数＝（（一般業務人・時間数）×（1－（対象外業務比率））＋（追加業務に係る業務人・時間数））

○業務人・時間数の算定（A）　A ＝ a × S^b　　S：床面積の合計（㎡）

（３）業務人・時間数の算定

（イ）一般業務に係る総業務量の算定

総合	1,532
構造	305
設備	326
【小　計】	2,163 時間

（ロ）業務人・時間数の算定

業務人・時間数　＝（イ）×（1－対象外業務率）

	対象外率									
総合	0.120	1,532	×	0.8800	＝	1348.16	≒	1,348	①
構造	0.120	305	×	0.8800	＝	268.40	≒	268	②
設備	0.120	326	×	0.8800	＝	286.88	≒	287	③
						【小　計】		1,903	時間

（ハ）難易度による業務量の補正

総合（難易度設定なしのため係数を1とした）	①	×	1.00	＝	1,348.00	≒	1,348	
構造	②	×	1.00	＝	268.00	≒	268	
設備	③	×	1.00	＝	287.00	≒	287	
					【業務人・時間数の計（３）の計）】		1,903	時間

（４）追加業務に係る業務人・時間数の算定

（イ）建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

業務人・時間数　＝　0.0393　×　（工事監理業務に係る一般業務人・時間数）$^{0.8718}$

＝　0.0393　×（　1,837　）$^{0.8718}$　＝　27.55　≒　28 時間

［総合+構造］

（ロ）設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

業務人・時間数　＝　（工事監理業務に係る業務人・時間数）×　0.008

＝（　326　）×　0.008　＝　2.61　≒　3 時間

［設備］

【追加業務時間数の計（４）の計）】　31 時間

【業務人・時間数計　（３）の計　＋（４）の計】　1,934 時間

（A）直接人件費

1,934　／　8　＝　241.8 人

≒　242　×　32,000　＝　7,744,000 円

（B）諸経費　諸経費率　＝　1.10　（A）×　諸経費率　＝　8,518,400 円

（C）技術経費　技術経費　＝　0.15　｛（A）＋（B）｝× 技術経費率　＝　2,439,360 円

（D）特別経費　0 円

合　　計　【（A）＋（B）＋（C）＋（D）】　18,701,760 円

≒　18,701,000 円

（E）消費税　10%　1,870,100 円

総　　計　20,571,100 円

本表は設計意図伝達業務の委託料を算出するシートです。

⑭設計意図伝達業務 新営【単一用途】委託料算定（延面積に基づく算定方法）

※福島県「建築・設備設計監理業務委託料算定要領（令和元年9月10改定版）準拠　　作成(更新)日: 2020/8/7

件　名	庁舎
委託場所	福島市内

（1）条　件

［一般業務］

構　造	RC	面　積	3,000 ㎡

用　途	建築物の類型／用途	面積（㎡）	難易度（係数）		
			総合（係数）	構造（係数）	設備（係数）
庁舎	第四号第２類　【業務施設】銀行、本社ビル、庁舎等	3,000			

［追加業務］

（2）設計業務委託料の積算

委託料＝直接人件費（A）＋諸経費（B）＋技術料等経費（C）＋特別経費（D）＋消費税相当額（E）

直接人件費＝（業務人・時間）×（直接人件費単価）

業務人・時間数＝（（一般業務人・時間数）×（1－（対象外業務比率））＋（追加業務に係る業務人・時間数））

○業務人・時間数の算定（A）　A ＝ a × S^b　　S：床面積の合計（㎡）

（3）業務人・時間数の算定

（イ）一般業務に係る総業務量の算定

庁舎	総合	5,172	
	構造	1,216	
	設備	1,222	
	【小　計】	7,610	時間

（ロ）業務人・時間数の算定

業務人・時間数　＝（イ）×（1－対象外業務率）

庁舎	総合	5,172	×	0.130	＝	672.36	≒	672	①
	構造	1,216	×	0.110	＝	133.76	≒	134	②
	設備	1,222	×	0.130	＝	158.86	≒	159	③
						【小　計】		965	時間
						【（3）　計】		965	時間

（A）直接人件費

	965	／	8	＝	120.63	人		
				≒	121	× 32,000	＝	3,872,000 円
（B）諸経費　諸経費率 ＝	1.10	（A）× 諸経費率					＝	4,259,200 円
（C）技術経費 技術経費 ＝	0.15	｛（A）＋（B）｝× 技術経費率					＝	1,219,680 円
（D）特別経費								0 円
合　計		【（A）＋（B）＋（C）＋（D）】						9,350,880 円
							≒	9,350,000 円
（E）消費税	10%							935,000 円
総　計								10,285,000 円